

2020 年 7 月 3 日

大阪府労働委員会会長 様

申立人 大阪教育合同労働組合

最 終 陳 述 書

申立人は、本件について以下のとおり最終陳述を行う。

第 1 本件の争点

本件争点は次の通りである（本件審査計画書による）。

- 1 2019 年 12 月 11 日の団体交渉における法人の対応は、不誠実団交に当たるか。
- 2 2019 年 12 月 23 日付け申入書に対する法人の対応は、不誠実団交に当たるか。

第 2 事案

申立人（以下「組合」という。）組合員 Paul ●●●●●（以下「Paul 組合員」という。）は、2016 年 4 月神戸市看護大学に雇用され、1 年期限の労働契約を更新し、2019 年度からは設置者変更に伴って被申立人公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）との間で雇用契約を締結して、前期・後期とも 2 クラスの授業を担当することとなった（乙第 6 号証）。同雇用契約書には、受講生がいない場合の授業不開講とする定め、また授業不開講の場合の賃金不支給という定めはなかった。しかし、後期クラスの一つが 2019 年 10 月 23 日 2 回目授業日から受講生ゼロとなったため、神戸市看護大学（以下「大学」という。）は当該クラスを閉講とし、法人は Paul 組合員に対して閉講後の賃金を支給しない通知を行った。

組合は 2019 年 11 月 20 日付で、担当授業再開あるいは代替業務提供ないしは賃金満額支給を求めて団体交渉を申し入れ、同年 12 月 11 日に団体交渉が行われたが、法人は授業不開講の責任は大学にはなく、不可抗力であるから法人は代替業務あるいは賃金満額支給を行わない、また労働基準法 26 条が定める休業手当支給にも該当しないと回答した。そのうえで、他大学の規則に準じて 2 か月分の賃金を支給すると答えた。

本件団交において法人が誠実団交義務を果たしていないことから、同年 12 月 23 日付で組合は法人に回答の再考を求める申し入れ書を送付したが、回答期限である

同月 27 日を大幅にすぎた 2020 年 1 月 6 日付けで法人代理人弁護士から回答を変更しない旨の回答が行われた。

以上のような法人の対応は、労働組合法第 7 条 2 号に該当する不当労働行為であるとして 2020 年 1 月 14 日組合は本件救済を申し立てたものである。

第 3 不当労働行為に係る事実

1. 2019 年 11 月 6 日、組合は法人に「組合員通知及び労働条件に関する要求書」を送付して、Paul 組合員の担当授業再開あるいは代替業務提供ないしは賃金満額支給を求めて、同月 15 日までに回答することを通知した（甲第 1 号証）。

同月 15 日、法人は e-mail を組合に送付して、後期授業不開講については当該非常勤講師本人に説明を行っている旨、組合には回答しない旨を通知した（乙第 2 号証）。

同月 20 日、組合は「団体交渉申入書」を法人に送付して、Paul 組合員の後期担当授業を開講すること、開講できない場合は代替業務提供あるいは支払予定賃金を満額支給すること、Paul 組合員の次年度の授業持ちコマ数を今年度と同等以上とすること、組合員の労働条件変更についての事前協議・同意実施を団交事項とする団交を同月 27 日あるいは 12 月 4 日に開催することを申し入れた（以下「本件団交」という。甲第 3 号証）。

2. 本件団交は同年 12 月 11 日神戸研究学園都市大学利用施設 UNITY（ユニティ）で開催された。法人側からは岸本寛経営管理課長、武藤剛経営管理総務係長、小林良成学生教務課教務係長ら 5 名が出席したが、理事は一人も参加しなかった。組合からは山下恒生顧問、Gregory Patton・TNC（Trans National Caucus）代表、Paul 組合員ら 3 名が出席した。

団交事項である後期授業開講について、法人は受講者がいなくなったので不開講としたが、これは大学の責任ではない、不可抗力であるとして授業開講あるいは代替業務提供ないし賃金満額支払いを拒否した。その際、「不可抗力というのは労働基準法の休業手当にあたらぬことをいいたいからか」と組合が問うと、法人は「そうである」旨を答えた（組合準備書面（1））。しかし、法人は受講生がいなくなったのは Paul 組合員の責任ではないことを認め、雇用契約が履行できないと言い出したのも法人であることを認めた。

そこで組合は、大学の事情で授業が開講できないとしても、法人には雇用契約の履行義務があるのだから代替業務を提供するか、雇用契約で約束した賃金満額を支払うべきだと要求した。これに対して法人は、受講生がいなくなったのは不可抗力であり、法人に責任はないことを繰り返すだけであり、雇用契約の履行責

任については回答しなかった。組合が履行責任を求めると、神戸市外語大学の規則に準じて10月・11月授業予定日分の給与相当を12月に支給する旨を回答した。組合は、授業閉講の責任はない、不可抗力であるといいながら他大学の規則に準じて2か月分の給与相当を支給するなど論理が無茶苦茶であることを指摘して、大学非常勤講師の求人状況の特性からすると不開講については賃金満額支給が相当であると追及したが、法人はこれに応じなかった。

組合は、団交での回答には納得できず、回答そのものが不誠実であることを指摘したうえで、今後の対応を検討する旨を通知して団交を終えた。

(申立書及び答弁書)

3. 同月23日、組合は「申入書」を法人に送付して、本件団交において法人が誠実団交義務を果たしていないことを指摘して、回答を再検討する用意があるかについて同月27日までに返答することを求めた。再検討する用意がない場合あるいは期日までに回答がない場合は、不当労働行為の救済申し立て手続きに入る旨も通知した(甲第4号証)。

上記申し入れに対して、2020年1月6日付け「回答書」が弁護士吉田裕樹被申立人代理人から組合に届けられ、団交での回答を変更する予定はない旨が伝えられた(乙第4号証)。なお、法人は、回答期限を過ぎてから回答書を送付してきたことについて、「本件の対応を代理人弁護士に委嘱したが、年末年始の期間を挟む中で可及的速やかに回答書を申立人に差し入れており」と弁明する(答弁書)。

第4 不当労働行為性

1. 上記第2及び第3 1. 2. のとおり、本件団交において、組合が Paul 組合員との雇用契約履行のために授業再開または代替業務提供あるいは賃金満額支給を求めたことに対して、法人は、受講生がいなくなったために大学が授業を不開講にしたことについて法人には責任がない、法人にとって授業不開講は不可抗力であるから雇用契約履行はできない旨の回答を行った。その一方で、他大学の規則に準じて2か月分賃金相当を支払う旨の回答を行った。

上記のとおり、法人は本件団交において、組合が雇用契約の履行を求めたのに対して、授業不開講という雇用契約書に定めがない事項を持ち出して、組合員との雇用契約を履行しないとの回答を行った。さらに授業再開ができない場合には、代替業務提供あるいは賃金満額支給によって雇用契約を履行せよとの組合の要求に対しては、授業不開講だから要求に応じられないという非論理的かつ不合理な理由で、雇用契約の履行を拒否した。そして、本件と無関係な他大学の規則に準じて2か月分賃金相当を支払うとの回答を行った。本件団交における法人の対応

は、誠実団交義務を果たすものではなく、労働組合法第7条第2号に労働組合法第7条第2号に該当する団交拒否の不当労働行為である。

ちなみに、労働契約（雇用契約）とは労働力商品の売買契約であり、労働者が自らの労働力を商品として売り、この商品を購入した使用者が商品代金として賃金を支払うことを約した契約である。ところが法人は、労働力商品を購入したが、法人の都合で途中から使用（消費）しなくなったのだから、商品代金を支払わなくてもよいと主張しているのである。

2. 上記第3 3. のとおり、組合は、本件団交における法人の対応は誠実団交義務を果たしていないから回答を再検討するのであれば不当労働行為救済申立時期を延期する用意がある旨の申し入れを行ったが、法人は対応を代理人弁護士に委嘱したことで年末年始の期間が挟まったために、回答期限までに回答できなかったと弁明する。

しかし、法人が代理人弁護士に委嘱するかについては、組合のあずかり知らぬところであり、そのことを理由に回答期限を相当に徒過して回答書を届けることは不誠実団交と言わざるを得ない。すなわち、期限までに回答ができないことをひとこと通知すれば済むことだからである。

以上のとおり、2019年12月23日付け申入書に対する法人の対応は不誠実団交に当たり、労働組合法第7条第2号に該当する団交拒否の不当労働行為である。

第5 結語

今春、新型コロナウイルス感染防止のために、政府・地方自治体は企業活動の自粛を要請した。企業においては、従業員を休業させるにあたり、休業手当あるいは休業補償をおこなったが、その際、不可抗力であるとの理由で休業手当あるいは休業補償を拒否した例はない。

本件は、どこからの要請もない中で、法人が一方的に授業を不開講にして組合員に予定されていた賃金を支給しなかったケースである。しかるに、法人は不可抗力という説明がつかない理由で雇用契約の履行を拒否した。そして本件団交においても、合理的な理由を示すことなく、雇用契約の履行を拒否したのである。

公立学校法人たるべきものが、契約社会の基本ルールを守らず、遵法精神に欠ける対応を行うことは言語道断である。府労委にあっては速やかに団交応諾命令を含む救済命令を行っていただきたい。

以 上